

四国中央市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市景観条例（平成28年四国中央市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第6条第1項に規定する事前協議は、景観重要公共施設占用許可事前協議書(様式第1号)により行うものとする。

2 市長は、条例第6条第1項に規定する事前協議の結果、当該行為が景観計画において支障がないものと判断した場合は、景観重要公共施設占用許可事前確認書（様式第2号）により通知するものとする。

(行為の届出に係る図書)

第3条 条例第7条第2項の条例で定める図書は、市長が別に定める景観形成基準適合配慮確認表とする。

(行為の完了等の届出)

第4条 条例第8条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了等届出書（様式第3号）により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第9条第2項の規定による勧告の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 勧告の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(届出、勧告等の適用除外)

第6条 条例第10条に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、物見塔又は飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設その他これらに類するもの
- (2) 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの
- (3) 電気供給又は電気通信のための施設

2 条例第10条に規定する規則で定める規模は、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模とする。

(指定等の告示)

第7条 条例第11条第2項の規定による指定に係る告示及び同項の規定を準用する同条第3項の規定による指定の解除に係る告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をした場合 次に掲げる事項
 - ア 指定番号
 - イ 指定した日
 - ウ 建造物名又は樹木名

- エ 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地
 - (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除をした場合 次に掲げる事項
 - ア 指定番号
 - イ 指定を解除した日
 - ウ 指定を解除した建造物名又は樹木名
 - エ 指定を解除した景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地
 - オ 指定を解除した理由
- (景観計画の変更に関する提案)

第8条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画変更提案書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画変更提案却下通知書（様式第5号）により行うものとする。
(景観計画区域内における行為の届出)

第9条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（様式第6号）により行うものとする。
(行為の変更の届出)

第10条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為変更届出書（様式第7号）により行うものとする。
(勧告)

第11条 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内行為勧告書（様式第8号）により行うものとする。
(行為の通知)

第12条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書（様式第9号）により行うものとする。
(景観重要建造物)

第13条 法第20条第1項又は第2項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物指定却下通知書（様式第11号）により行うものとする。

- 3 法第21条第1項（法第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、景観重要建造物指定等通知書（様式第12号）により行うものとする。

- 4 法第21条第2項の標識は、景観重要建造物標識（様式第13号）によるものとする。

- 5 法第22条第1項の許可に係る申請は、景観重要建造物現状変更申請書（様式第14号）により行うものとする。

- 6 法第22条第1項の許可は、景観重要建造物現状変更許可書（様式第15号）により行うものとする。

- 7 市長は、法第22条第2項の規定により良好な景観の保全に支障があると認めるときは、当該申請を却下し、景観重要建造物現状変更却下通知書（様式第16号）により通知するものとする。

(景観重要樹木)

第14条 法第29条第1項又は第2項の規定による提案は、景観重要樹木指定提案書(様式第17号)により行うものとする。

2 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木指定却下通知書(様式第18号)により行うものとする。

3 法第30条第1項(法第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、景観重要樹木指定等通知書(様式第19号)により行うものとする。

4 法第30条第2項の標識は、景観重要樹木標識(様式第20号)によるものとする。

5 法第31条第1項の許可に係る申請は、景観重要樹木現状変更申請書(様式第21号)により行うものとする。

6 法第31条第1項の許可は、景観重要樹木現状変更許可書(様式第22号)により行うものとする。

7 市長は、法第31条第2項において準用する法第22条第2項の規定により良好な景観の保全に支障があると認めるときは、当該申請を却下し、景観重要樹木現状変更却下通知書(様式第23号)により通知するものとする。

(所有者の変更)

第15条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書(様式第24号)により行うものとする。

(審議会)

第16条 条例第14条に規定する審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第17条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第18条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第19条 審議会の庶務は、景観計画担当課において処理する。

(その他)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第16条から第19条までの規定は平成29年1月1日から施行する。

(施行日前の届出等)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に法第16条第1項に掲げる行為(同条第7項に規定する行為を除く。)をしようとする者は、同日前においても、第2条第1項、

第9条及び第10条の規定の例により、事前協議及び行為の届出をすることができる。

- 3 市長は、前項の届出（第2条第1項に係るものに限る。）があった場合は、施行日前においても、第2条第2項の規定の例により、景観重要公共施設占有許可事前確認書の通知をすることができる。この場合において、同項の規定により通知を受けたときは、施行日後において同項の規定により通知を受けたものとみなす。

別表（第6条関係）

行為の種類	規模
法第16条第1項第1号に規定する行為	建築物の延床面積が200平方メートル未満のもの
法第16条第1項第2号に規定する行為	第6条第1項第1号に掲げるものの高さが13メートル以下のもの
	第6条第1項第2号に掲げるものの高さが5メートル以下のもの
	第6条第1項第3号に掲げるものの高さが15メートル以下のもの
法第16条第1項第3号に規定する開発行為 (以下「開発行為」という。)	開発行為の面積が1,000平方メートル未満のもの

様式第1号(第2条関係)

景観重要公共施設占有許可事前協議書

年 月 日

四国中央市長 様

協議者 住所
氏名 ㊟
電話番号

景観重要公共施設の占有の許可に係る申請をしたいので、四国中央市景観条例第6条第1項の規定により、次のとおり事前協議します。

設計者	住所				
	氏名		電話番号		
施工者 (予定者)	住所				
	氏名		電話番号		
内容を確認 する連絡先	住所				
	氏名		電話番号		
占有に係る 主たる目的					
占有を 希望する 場所	地名又は地番				
	景観重要公共施設 の名称				
	占有希望区域の 距離、面積等				
行為の期間		着手予定	年	月	日
		完了予定	年	月	日

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項に掲げる図書を添付してください。

(裏)

設計又は施工方法	建築物	用途					
				届出部分	既存部分	合計	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²
		延床面積		m ²	m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	m	m
		構造及び地上階数		構造 階数			
		屋根の形態		形態 勾配			
		屋上に設置する建築設備					
		仕上材料	屋根				
			外壁				
		色彩	屋根				
			外壁	基調 強調			
	工作物	種類					
				届出部分	既存部分	合計	
		築造面積		m ²	m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	m	m
		構造					
		仕上材料					
		色彩		基調 強調			

様

四国中央市長 印

年 月 日付けで事前協議のあった次の内容に関しては、支障がないと判断しましたので四国中央市景観条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり通知します。

設計者	住所			
	氏名		電話番号	
施工者 (予定者)	住所			
	氏名		電話番号	
占有に係る 主たる目的				
占有を希望する場所	地名又は地番			
	景観重要公共施設の名称			
	占有希望区域の距離、面積等			
行為の期間	着手予定	年	月	日
	完了予定	年	月	日
占有を許可する上での確認事項等				

様式第3号（第4条関係）

景観計画区域内行為完了等届出書

年 月 日

四国中央市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

㊟

年 月 日付けで届け出た行為を（完了・中止）したので、四国中央市景観条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の所在地	
行為の種類	
届出年月日及び受付番号	年 月 日 第 号
適合通知年月日及び通知番号	年 月 日 第 号
行為の完了又は中止年月日	年 月 日
行為を中止したときはその理由	(中止の場合のみ記入すること。)

備考 行為が完了したことを証する写真を添付してください。

受付番号	年 月 日 第 号
現地確認年月日	年 月 日
確認結果	合・否

景観計画変更提案書

年 月 日

四国中央市長 様

提案者 住所
氏名
電話番号

㊟

景観計画の変更について、法第11条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり提案します。

提案の種類	<input type="checkbox"/> 景観計画区域の拡大又は追加 <input type="checkbox"/> 景観計画区域の縮小又は削減 <input type="checkbox"/> 既存の景観計画区域内における行為制限事項の変更等 <input type="checkbox"/> その他
提案者の種類	<input type="checkbox"/> 法第11条第1項に該当 <input type="checkbox"/> 法第11条第2項に該当
提案の理由	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 景観計画の素案
- (2) 法第11条第3項に規定する同意を得たことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

景観計画変更提案却下通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで提出のあった景観計画の変更に係る提案について却下しますので、
法第14条第1項の規定により、次のとおり通知します。

提案の種類	<input type="checkbox"/> 景観計画区域の拡大又は追加 <input type="checkbox"/> 景観計画区域の縮小又は削減 <input type="checkbox"/> 既存の景観計画区域内における行為制限事項の変更等 <input type="checkbox"/> その他
提案者の種類	<input type="checkbox"/> 法第11条第1項に該当 <input type="checkbox"/> 法第11条第2項に該当
却下の理由	

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3
月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

四国中央市長 様

届出者 住所

氏名

㊦

電話番号

景観計画区域内において次のとおり行為を行いたいので、法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）			
	工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）			
	<input type="checkbox"/> 開発行為			
行為の場所				
行為の期間	着手予定年月日	年	月	日
	完了予定年月日	年	月	日
設計者	住所			
	氏名	電話番号		
届出内容の照会先	住所			
	氏名	電話番号		
行為の場所の現況と景観上特に配慮した事項		受付欄		

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 正副2部を提出してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項に掲げる図書を添付してください。

適合通知書	
第	号
年	月
日	日
四国中央市長	
㊦	
上記の届出は、景観計画に適合すると認められるので、通知します。	

(裏)

設計又は施工方法	建築物	用途					
				届出部分	既存部分	合計	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	
		延床面積		m ²	m ²	m ²	
		高さ		m	m	m	
		外観の変更面積		m ²	m ²	m ²	
		構造及び地上階数		構造 階数			
		屋根の形態		形態 勾配			
		屋上に設置する建築設備					
		仕上材料	屋根				
	外壁						
	色彩	屋根					
		外壁	基調 強調				
	工作物	種類					
				届出部分	既存部分	合計	
		築造面積		m ²	m ²	m ²	
		高さ		m	m	m	
		外観の変更面積		m ²	m ²	m ²	
		構造					
		仕上材料					
	色彩		基調 強調				
	開発行為	予定建築物等の用途					
		開発区域の面積		m ²			
		開発区域の土地の勾配		%			
		法面又は擁壁の高さ及び法面の処理		法面の処理 m			
緑地面積		m ²					

備考 法面の処理の欄は、緑化、擁壁、法枠、モルタル吹付等について具体的に記載してください。

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

四国中央市長 様

届出者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった行為について変更したいので、法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所			
当初の届出書受付年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の概要			
変更事項		変更前	変更後
届出内容 の照会先	住所		
	氏名	電話番号	
景観上特に配慮した事項		受付欄	

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 正副2部提出してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添付してください。

適合通知書	
第 年 月 日	第 号
四国中央市長 ㊟	
上記の届出は、景観計画に適合すると認められるので、通知します。	

景観計画区域内行為勧告書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、法第16条第3項の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、四国中央市景観条例第9条第2項の規定により、その旨を公表する場合があります。

行為の場所	
勧告の対象者	
勧告の対象行為	
勧告の内容	
履行期日	
備考	

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

景観計画区域内行為通知書

年 月 日

四国中央市長 様

通知者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

景観計画区域内において次の行為を行いたいので、法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行為の種類	建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）			
	工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（修繕・模様替・色彩の変更）			
	<input type="checkbox"/> 開発行為			
行為の場所				
行為の期間	着手予定年月日	年	月	日
	完了予定年月日	年	月	日
設計者	住所			
	氏名	電話番号		
通知内容の照会先	住所			
	氏名	電話番号		
行為の場所の現況と景観上特に配慮した事項			受付欄	

備考

- 1 正副2部提出してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項に掲げる図書を添付してください。

(裏)

設計又は施工方法	建築物	用途					
				届出部分	既存部分	合計	
		建築面積		m ²	m ²	m ²	
		延床面積		m ²	m ²	m ²	
		高さ		m	m	m	
		外観の変更面積		m ²	m ²	m ²	
		構造及び地上階数		構造 階数			
		屋根の形態		形態 勾配			
		屋上に設置する建築設備					
		仕上材料	屋根				
	外壁						
	色彩	屋根					
		外壁	基調 強調				
	工作物	種類					
				届出部分	既存部分	合計	
		築造面積		m ²	m ²	m ²	
		高さ		m	m	m	
		外観の変更面積		m ²	m ²	m ²	
		構造					
		仕上材料					
	色彩		基調 強調				
	開発行為	予定建築物等の用途					
		開発区域の面積		m ²			
		開発区域の土地の勾配		%			
		法面又は擁壁の高さ及び法面の処理		法面の処理 m			
		緑地面積		m ²			

備考 法面の処理の欄は、緑化、擁壁、法枠、モルタル吹付等について具体的に記載してください。

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

四国中央市長 様

提案者 住所

氏名



電話番号

景観重要建造物の指定について、法第 20 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、次のとおり提案します。

建造物の名称		
建造物の所在地		
所有者	住所	
	氏名	
建造物の外観の特徴		
提案の理由		
備考		

備考

- 1 所有者が複数人いる場合は、所有者の欄に全ての所有者の氏名及び住所を記載してください。
- 2 景観法施行規則第 7 条第 1 項に掲げる図書を添付してください。

景観重要建造物指定却下通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで提出のあった景観重要建造物の指定に係る提案について却下したので、法第 20 条第 3 項の規定により、次のとおり通知します。

建造物の名称		
建造物の所在地		
建造物の所有者	住 所	
	氏 名	
却下の理由		

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

景観重要建造物指定等通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長 印

景観重要建造物を（指定・指定解除）しましたので、法第 21 条第 1 項（法第 27 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり通知します。

建造物の指定番号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
建造物の名称			
建造物の所在地			
建造物の所有者	住 所		
	氏 名		
(指定・指定解除) の理由			

様式第 13 号 (第 13 条関係)

景観重要建造物標識

この建造物は、景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物です。

指定番号 第 号

指定年月日 年 月 日

建造物名

四国中央市長



景観重要建造物現状変更申請書

年 月 日

四国中央市長 様

申請者 住所

氏名

㊟

電話番号

景観重要建造物の現状を変更したいので、四国中央市景観条例施行規則第 13 条第 5 項の規定により、次のとおり申請します。

建造物の指定番号	第 号	指定年月日	年 月 日
建造物の名称			
建造物の所在地			
建造物の所有者	住 所		
	氏 名		
行為の種類			
行為の場所			
設計又は施工方法			
設計者又は施工者	住 所		
	氏 名		
行為の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日

備考

- 1 建造物の所有者が複数人いる場合は、建造物の所有者の欄に全ての所有者の氏名及び住所を記載してください。
- 2 景観法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる図書を添付してください。

景観重要建造物現状変更許可書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長



年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、四国中央市景観条例施行規則第 13 条第 6 項の規定により、次のとおり条件を付して許可します。

建造物の指定番号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
建造物の名称			
建造物の所在地			
建造物の所有者	住 所		
	氏 名		
行為の種類			
行為の場所			
設計又は施工方法			
許可の条件			

景観重要建造物現状変更却下通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、当該建造物の良好な景観の保全に支障があるものと判断したので、四国中央市景観条例施行規則第 13 条第 7 項の規定により、次のとおり通知します。

建造物の指定番号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
建造物の名称			
建造物の所在地			
建造物の所有者	住 所		
	氏 名		
行為の種類			
行為の場所			
設計又は施工方法			
却下の理由			

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

四国中央市長 様

提案者 住所

氏名

㊟

電話番号

景観重要樹木の指定について、法第 29 条（第 1 項・第 2 項）の規定により、次のとおり提案します。

樹木の種類及び名称		
樹木の所在地		
所有者	住 所	
	氏 名	
樹種及び樹容の特徴		
提案の理由		
備考		

備考

- 1 所有者が複数人いる場合は、所有者の欄に全ての所有者の氏名及び住所を記載してください。
- 2 景観法施行規則第 12 条 1 項に掲げる図書を添付してください。

景観重要樹木指定却下通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで提出のあった景観重要樹木の指定に係る提案について却下しますので、法第 29 条第 3 項の規定より、次のとおり通知します。

樹木の種類及び名称		
樹木の所在地		
樹木の所有者	住 所	
	氏 名	
却下の理由		

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

景観重要樹木指定等通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

景観重要樹木を（指定・指定解除）しましたので、法第 30 条第 1 項（法第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり通知します。

樹木の指定番号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
樹木の種類及び名称			
樹木の所在地			
樹木の所有者	住 所		
	氏 名		
(指定・指定解除) の理由			

景観重要樹木標識

この樹木は、景観法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木です。

指定番号 第 号

指定年月日 年 月 日

樹木名

四国中央市長



景観重要樹木現状変更申請書

年 月 日

四国中央市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

景観重要樹木の現状を変更したいので、四国中央市景観条例施行規則第 14 条第 5 項の規定により、次のとおり申請します。

樹木の指定番号	第 号	指定年月日	年 月 日
樹木の種類及び名称			
樹木の所在地			
樹木の所有者	住 所		
	氏 名		
行為の種類			
行為の場所			
設計又は施工方法			
設計者又は施工者	住 所		
	氏 名		
行為の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日

備考

- 1 樹木の所有者が複数人いる場合は、樹木の所有者の欄に全ての所有者の氏名及び住所を記載してください。
- 2 景観法施行規則第 14 条第 2 項に掲げる図書を添付してください。

景観重要樹木現状変更許可書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更について、四国中央市景観条例施行規則第 14 条第 6 項の規定により、次のとおり条件を付して許可します。

樹木の指定番号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
樹木の種類及び名称			
樹木の所在地			
樹木の所有者	住 所		
	氏 名		
行為の種類			
行為の場所			
設計又は施工方法			
許可の条件			

景観重要樹木現状変更却下通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長

印

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更について、当該樹木の良好な景観の保全に支障があるものと判断したので、四国中央市景観条例施行規則第 14 条第 7 項の規定により、次のとおり通知します。

樹木の指定番号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
樹木の種類及び名称			
樹木の所在地			
樹木の所有者	住 所		
	氏 名		
行為の種類			
行為の場所			
設計又は施工方法			
却下の理由			

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第 24 号 (第 15 条関係)

景観重要建造物等所有者変更届出書

年 月 日

四国中央市長 様

届出者 住所

氏名

㊟

電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった(景観重要建造物・景観重要樹木)の指定について、当該(景観重要建造物・景観重要樹木)の所有者を変更したので、法第 43 条の規定により、次のとおり届け出ます。

指定番号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日
種類及び名称			
所在地			
前所有者	住 所		
	氏 名		
新所有者	住 所		
	氏 名		
所有者の変更に伴う その他の変更事項等			